

茨城県報

第7670号

昭和63年7月7日

木曜日

目次

規則

	ページ
●世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (社会福祉課)	1
●茨城県病院事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則(出納第一課)	3

告示

●字の区域の変更(2件)(地方課)	10
●医療機関の指定及び廃止(社会福祉課)	17
●訓練手当支給要項の一部改正(職業能力開発課)	20
●道路の区域変更(3件)(道路維持課)	21
●道路の供用開始(")	22
●都市計画事業の認可(2件)(都市施設課)	23
●指定金融機関及び収納代理金融機関の一部改正(出納第一課)	24

公告

●開発行為の工事完了(5件)(建築指導課)	24
●道路位置の指定(4件)(")	26

規則

茨城県規則第53号

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和63年7月7日

茨城県知事 竹内藤男

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例施行規則(昭和36年茨城県規則第73号)の一部を次のように改正する。

別表(1) 更生資金の表中「900,000円」を「910,000円」に、「1,800,000円」を「1,820,000円」に、「18,000円」を「19,000円」に、「220,000円」を「300,000円」に改め、別表(2) 身体障害者更生資金の表中「900,000円」を「910,000円」に、「3,200,000円」を「3,400,000円」に、「18,000円」を「19,000円」に、「300,000円」を「450,000円」に改め、別表(3) 生活資金の表中「53,000円」を「54,000円」に、「81,000円」を「82,000円」に改め、別表(4) 福祉資金の表中「170,000

国公立専修学校専門課程 1 年 月 額 26,000円以内 2 年 月 額 22,000円以内 私立専修学校専門課程 1 年 月 額 34,000円以内 2 年 月 額 30,000円以内	国公立専修学校専門課程 1, 2年 月 額 26,000円以内 私立専修学校専門課程 1, 2年 月 額 34,000円以内
---	---

改め、同表就学支度費の項中「120,000円」を「123,000円」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の世帯更正資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の規定は、昭和63年4月1日から適用する。

茨城県規則第54号

茨城県病院事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和63年7月7日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県病院事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則

茨城県病院事業の財務に関する特例を定める規則（昭和47年茨城県規則第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1 2 会計職員の表物品取扱員の項任命の方法欄中「薬剤科長」を「会計課長，薬剤科長」に、「検査科長」を「臨床検査科長，研究検査科長」に改め、同項所掌事務欄を次のように改める。

地立出納員の事務のうち、物品の出納及び保管に関すること。

別表第3中

第23号 第24号（その1） 第25号（その1）	納入通知書・領収証書 領収済通知書 収 入 票	3 枚組複写総称 「納入伝票」	第20条	を
第23号（その1） 第24号（その1） 第25号（その1）	納入通知書・領収証書 領収済通知票 収 入 票	3 枚組複写総称 「納入伝票」	第20条	に、
第23号（その2） 第24号（その2） 第25号（その2）	納入通知書・領収証書（出力用） 領収済通知票（出力用） 収 入 票（出力用）	3 枚組複写	第20条	に、

第27号	領 収 証 書	} 3 枚組複写総称 「払込伝票」	第23条	} 第25条	を
第28号	払込票・領収証書				
第24号 (その2)	領収済通知書				
第25号 (その2)	収 入 票				

第27号 (その1)	領 収 証 書	} 3 枚組複写総称 「払込伝票」	} 第23条	に
第27号 (その2)	請求書・領収証書			
第28号	払込票・領収証書		} 第25条	
第24号 (その3)	領収済通知票			
第25号 (その3)	収 入 票			

改める。

「様 式 第 23 号」を「様 式 第 23 号 (その1)」に、「きりはな さないで ください。」を「切り離さ ないでく ださい。」に、「」を

「」に、「うえ」を「上」に改め、同様式を様式第23号 (その1) とする。

「様 式 第 25 号 (その2)」中「様 式 第 25 号 (その2)」を「様 式 第 25 号 (その3)」に改め、同様式を様式第25号 (その3) と

する。

「様 式 第 24 号 (その2)」中「様 式 第 24 号 (その2)」を「様 式 第 24 号 (その3)」に改め、同様式を様式第24号 (その3) と

する。

様式第27号を様式第27号 (その1) とし、同様式の次に次の様式を加える。

様式第27号(その2)

病院

様式
第27号
(その2)

請求書・領収証書

(知事等職名)

患者番号

氏名

発行日 年 月 日 番号

費用区分	負担割合
	%

外来入院	診療科	病棟	部屋番号

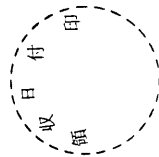
請求期間
年 月 日 ~ 年 月 日

区分	基本診療料	投薬料	注射料	処置料	手術料	検査料	レントゲン料	その他
金額								

分娩料	一部負担金	公費一部負担金	診療料金計	室料	差額	人間ドック	文書料	電気料

茨城県
(刷色)
(フルニ)

その他診療外収入	総計	請求金額	備考

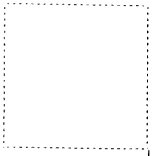


- 注 1 領収日付印の無いものは、領収証書として無効です。
 2 領収証書は再発行しませんので、大切に保存してください。

備考 この様式は、実情に応じ適宜変更することができる。

請求書・領収証書

(控)



発行日 年 月 日 番号

氏名

患者番号

外来入院	診療科	病棟	部屋番号

費用区分	負担割合
	%

区分	基本診療料	投薬料	注射料	処置料	手術料	検査料	レントゲン料	その他
金額								

分娩料	一部負担金	公費一部負担金	診療料金計	室料差額	人間ドック	文書料	電気料

その他診療外収入	総計	請求金額	備考



病院

様式 第 27 号 (その2) 付属

茨 城 県

(刷色) (グリーン)

様式第24号 (その2)

領収済通知票

(出力用)

発行年月日

課(公所)名

番号

病院

住所

様式
第24号
(その2)

氏名

納 億	千	百	十	万	千	百	十	円
納期限					年	月	日	

様

年度	索引番号	外来入院	診療科	病棟	部屋番号		
請求期間							
年		月	日	～	年	月	日

区分	基本診療料	投薬料	注射料	処置料	手術料	検査料	レントゲン料	その他
金額								

分娩料	一部負担金	公費一部負担金	診療料金計	室料	差額	人間ドック	文書料	電気料

その他診療外収入	総計	請求金額

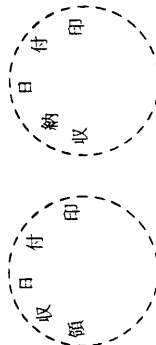
納入場所

茨城県病院事業会計
出納取扱金融機関
銀行
本店又は支店

所属店

銀行店

本書の納入金額を領収しました。



(注) この票は入力帳票にしないで調定票(甲)の表面に添付すること。
(入力は、この票を集計した領収済額集計票によること。)

茨城県
(刷色)
(グリーン)

備考 この様式は、実情に応じ適宜変更することができる。

様式第25号 (その2)

収入票

病院 様式 第25号 (その2)	住所	発行年月日	課(公所)名	番号
納入金額 億 千 百 十 万 千 百 十 円 納期限	年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日	年度 索引番号 外来入院 診療科 病棟 部屋番号	
氏名	納期限	請求期間		
様				
茨城県 (刷色) グレイ				

区分	基本診療料	投薬料	注射料	処置料	手術料	レントゲン料	その他
金額							

分	娩料	一部負担金	公費一部負担金	診療料金	計室料	差額	人間ドック	文書料	電気料	気料

その他診療外収入	総計	請求金額

所 属 店

銀行店

備考 この様式は、実情に応じ適宜変更することができる。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

 告 示

茨城県告示第951号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により鉾田町長から土地改良事業に伴い、同町内の字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

なお、この届出に係る字の区域の変更の効力は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から生ずるものである。

昭和63年7月7日

茨城県知事 竹 内 藤 男

大字安塚字沼田谷 818から821まで、822の1、822の2、823、824の1、824の2、825、826、827の1、827の2、828、830、831の1、831の2、831の4から831の6まで

“ 字沼田 829、829の1

“ 字池ノ上 832

“ 字池ノ下 833から836まで、837の1、840

“ 字塚田 958から966まで

“ 字新宮谷 936、970から972まで、973の1、974

“ 字中坪 975から977まで、981

“ 字道合 982の1、982の2、983の1

“ 字白幡 978から980まで、985

“ 字池下 838の1、839の1

“ 字町田 1162の1

及びこれに伴う国有地の道路、水路の全部を大字安塚字新宮に変更

大字安塚字境 1027の1、1029の1、1030、1031、1032の1、1032の3、1033から1035まで、1057の1、1057の2、1058の1、1058の2、1059の1、1059の2、1060の1、1060の2、1061の1、1061の2、1062、1063の1、1063の2、1064の1から1064の3まで、1065の1、1066の1から1066の3まで、1067から1071まで

“ 字牛追 1044の1、1043

“ 字抜化下 1036、1037、1038の1、1039の1、1040の1、1041、1042、1046の1、1046の3、1047の1、1047の3、1048から1052まで、1109の1、1109の3、1109の6、1110の

1, 1110の3, 1110の6, 1111の1, 1112, 1113の1, 1113の3, 1113の6, 1114の1, 1114の3, 1114の6, 1116の1, 1117の1, 1118, 1119の1, 1120の1, 1120の2, 1121, 1121の1, 1122の2

大字安塚字橋本 1053の1, 1054の1, 1054の2, 1055, 1056

” 字深田 1103

” 字蜷川流作場 1076から1086まで, 1087の1, 1088の1, 1089から1091まで, 1092の1, 1093, 1094の1, 1096の1, 1097の1

” 字長町 1072から1075まで, 1102, 1104から1108まで, 1231から1247まで, 1253から1255まで

” 字萱浦 1101, 1257, 1258, 1260, 1263, 1278

” 字長丁流作場 1100

” 字長丁下流作場 1098, 1099, 1248, 1249の1, 1250から1252まで, 1256の1

” 字萱浦流作場 1259, 1261, 1262, 1264の1, 1265の1, 1266の1, 1267, 1268, $\left(\begin{smallmatrix} 1269 \\ 1270 \end{smallmatrix} \right)$, 1271から1277まで, 1279, 1280

” 字蔵並 1124の1, 1125の1, 1125の4, 1126の1, 1126の4, 1127の3, 1129の1, 1129の3, 1130, 1131, 1132の1, 1132の2, 1133の1, 1134の1, 1134の4, 1134の5, 1134の7

” 字埜原 1215から1220まで, $\left(\begin{smallmatrix} 1221 \\ 1222 \end{smallmatrix} \right)$, 1223から1230まで

” 字深山下 1138の1, 1139の1, 1140から1142まで, 1143の1, 1143の3, 1144の1, 1146の3, 1149の1, 1183から1186まで, 1199から1203まで

” 字重田 1179から1182まで, 1187から1198まで, 1204から1214まで

” 字重田下流作場 1281, 1282, $\left(\begin{smallmatrix} 1283 \\ 1290 \end{smallmatrix} \right)$, 1284から1289まで, 1291の1, 1292の1, 1293から1296まで

” 字町田 1155の1, 1156の1, 1157の1, 1158の1, 1159の1, 1164の1, 1165の1, 1166の2, 1171, 1172, 1309

” 字桜田 676の1, 676の2, 676の4

” 字発地 674

大字安塚字池袋 1297

- “ 字池袋流作場 1298, 1299, 1300の1, 1301の1, 1302の1, 1303
1304の1, 1305の1, 1306の1, 1307の1, 1308
- “ 字町田下 1310, 1168から1170まで
- “ 字花立 1152の1, 1153, 1154の1, 1173から1178まで
- “ 字五反田 1311
- “ 字五反田下流作場 1313から1315まで, 1316の1, 1317の1, 1318,
1319の1, 1321の1, 1322の1, 1323
- “ 字宿下流作場 1331の1, 1332の1
- “ 字居下流作場 1333の1, 1334の1, 1336の1, 1336の2, 1337の
1, 1337の2, 1338の1, 1339の1, 1340の1, 1341の1,
1342の1, 1342の2, 1343から1349まで
- “ 字上川岸 618の1, 618の3
- “ 字スポへ 1350の1
- “ 字廣町 1353
- “ 字半次郎 1355, 1363
- “ 字廣町下流作場 1666の1, 1667の1, 1667の3, 1670の内
- “ 字富士下 1396の内, 1397, 1414の内
- “ 字新田舟入 1664の1, 1664の2の内
- “ 字新田下 1361, 1366から1368まで, 1369の1, 1369の3, 137
0, 1371から1375まで, 1380の3, 1380の4
- “ 字新田舟入流作場 1661の内, 1662の1, 1662の2, 1663の3
- “ 字池渠端 1376から1379まで, 1401, 1402の内, 1403の内
- “ 字横田 1398の内, $\left. \begin{matrix} 1399 \\ 1404 \end{matrix} \right)$ の内, 1400, 1405の内, 1407の内, 14
11の内, 1415の内
- “ 字横田流作場 1660の内

及びこれに伴う国有地の道路, 水路の全部を大字安塚字安塚に変更

大字安塚字廣丁下流作場 1670の内, 1670の1

- “ 字新田舟入 1664の2の内
- “ 字新田舟入流作場 1661の内
- “ 字横田流作場 1649, 1650, $\left. \begin{matrix} 1651 \\ 1652 \end{matrix} \right)$, 1653から1659まで, 1660
の内
- “ 字横田 1398の内, $\left. \begin{matrix} 1399 \\ 1404 \end{matrix} \right)$ の内), 1405の内, 1406, 1407の内, 14
08から1410まで, 1411の内, 1412, 1413, 1415の内, 1
421から1428まで, 1459から1462まで, 1465から1469ま

で、1470の1、1470の2、1471のイ、1471のロ、1472の1、
1472の2、1498、1499の1、1520

大字安塚字池巢端 1402の内、1403の内

” 字富士下 1396の内、1414の内

” 字坂下 1416から1420まで

” 字廣田 1458

” 字一番目 1457の1、1457の2

” 字千舛 1429の1、1429の2、1430、1431の1、1431の2、143
1の4、1432、1453、1455、1456の1、1456の2

” 字長町 1452、1473、1474の1、1474の2、1476の1、1477か
ら1479まで

” 字五枚発句 1480から1485まで、1487

” 字明膳 1447、1448、1488から1491まで

” 字深田 1492から、1497まで、1522から1536まで、1542から154
4まで、1575から1577まで

” 字竹ノ下 1548の1

” 字角田 1553から1560まで、1561の1

” 字松前 1571から1573まで、1578から1580まで

” 字四反田 1519、1521、1581から1584まで、1586、1587

” 字能登貝 1585、1588、1589

” 字曲り 1517の1、1517の2、1518

” 字せき八 1590の1、1590の2

” 字八反田 1511の1、1511の2、1512の1から1512の3まで、1512
の5、1513の1、1513の2、1514の1、1514の2、1515の
1、1515の2、1516の1、1516の2

” 字砂田 1500の1、1501の1、1502、1506

” 字房川 1463、1464、1503から1505まで、1507から1510まで、
1597、1598

” 字庄林 1592から1596まで、1599、1600

” 字葭場 1591の1、1601から1606まで

” 字川前流作場 1607、 $\left. \begin{matrix} 1608 \\ 1609 \end{matrix} \right)$ 、1610から1618まで、1635

” 字葭場流作場 1619から1626まで、1636

” 字川前作場 1627、1628、1630から1634まで、1634の1、1629

” 字房川流作場 1637から1640まで

” 字藤左エ門流作場 1641、1642、1643の2、1643の3、1644、16

45の1, 1645の2, 1646から1648まで

大字安塚字川崎 1671, 1671の1から1671の15まで, 1671の19

” 字川崎 1671の16から1671の18まで, 1671の20から1671の23まで, 1672の1から1672の25まで, 1672の27から1672の30まで

大字畑田字松前 $\frac{14}{15}$), 18, 19, 20の3, 21

” 字吉場 80の2, 2375の1, 2391, 2392の2, 2393の1, 2394, 2395の2, 2397の3, 2399の2

及びこれに伴う国有地の道路, 水路の全部を大字安塚字田中下に変更

茨城県告示第952号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により鉾田町長から同町内の字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

なお, この届出に係る字の区域の変更の効力は, 鉾田南部土地改良事業第3換地区の換地処分の公告のあった日の翌日から生ずるものである。

昭和63年7月7日

茨城県知事 竹内 藤 男

大字安塚字新宮谷 967の1から967の5まで, 968の1, 968の2, 969, 973の2

” 字白幡 984の1

” 字町田 1161の1, 1161の3, 1161の7, 1162の3, 1162の5から1162の10まで

” 字箱下 1163の2から1163の4まで

及びこれに伴う国有地の道路の全部を大字安塚字新宮に変更

大字安塚字境 1032の2, 1057の3, 1058の3, 1059の3, 1059の4, 1060の3, 1060の4

” 字抜化下 1038の2, 1039の2, 1040の2, 1046の4, 1047の2, 1109の4, 1109の5, 1110の4, 1110の5, 1111の2, 1111の3, 1113の4, 1113の5, 1114の4, 1114の5, 1115の1, 1115の3, 1115の4, 1117の3, 1117の4, 1119の2, 1120の3, 1120の4, 1122の3, 1123の1から1123の3まで

” 字蔵並 1124の3から1124の5まで, 1125の3, 1125の5, 1125の6, 1126の3, 1126の5, 1126の6, 1127の1, 1127の4, 1129の4, 1129の5, 1132の3, 1134の3, 1134の6

- 大字安塚字深山下 1135の1, 1137の1, 1137の3から1137の5まで, 1138
 の2, 1138の3, 1139の2, 1143の4, 1143の5, 1144の
 3, 1144の4, 1146の1, 1146の2, 1146の4, 1149の2
 から1149の7まで, 1150の1, 1150の2, 1150の5から115
 0の8まで
- ” 字花立 1152の5, 1152の6, 1154の5, 1154の6
- ” 字橋本 1053の2, 1053の3, 1054の3, 1054の4
- ” 字町田 1165の2, 1166の1, 1167
- ” 字蜷川流作場 1087の2, 1087の3, 1088の2, 1088の3, 1092の
 2, 1092の3, 1094の2, 1094の3, 1096の2, 1096の3,
 1097の2から1097の4まで
- ” 字長丁下流作場 1249の2から1249の5まで, 1256の2, 1256の3
- ” 字長町 1255の2
- ” 字萱浦流作場 1264の2, 1264の3, 1265の2, 1265の3, 1266の
 2, 1266の3
- ” 字重田下流作場 1291の2, 1291の3, 1292の2, 1292の3
- ” 字池袋流作場 1300の2, 1300の3, 1301の2, 1301の3, 1302の
 2, 1302の3, 1304の2, 1304の3, 1305の2, 1305の3,
 1306の2, 1306の3, 1307の2, 1307の3
- ” 字五反田下流作場 1316の2, 1316の3, 1317の2, 1317の3, 131
 9の2から1319の5まで, 1321の2, 1322内1, 1322の1
- ” 字宿下流作場 1324, 1325, $\left. \begin{matrix} 1326 \\ 1327 \\ 1328 \end{matrix} \right\}$, 1329の1, 1329の2, 1330
 の1から1330の4まで, 1331の2, 1331の3, 1332の2
- ” 字居下流作場 1333の2, 1334の2, 1335の1, 1335の2, 1336の
 3, 1338の2, 1339の2, 1340の2, 1341の2, 1342の3,
 1342の4
- ” 字スポへ 1350の2
- ” 字新田 576, 579の1から579の4まで, 579の6, 582の1, 582の2,
 583の1から583の3まで, 585の1, 585の2, 586の1, 586
 の2
- ” 字上宿 615, $\left. \begin{matrix} 616 \\ 617 \end{matrix} \right\}$, 619の2, 621から626まで
- ” 字上川岸 618内2, 618の4, 619の1
- ” 字上宿下 620

大字安塚字洲 1351の1, 1351の2
 " 字中川岸 626内1
 " 字中宿 627, 628
 " 字五反田 629, 629内1, 629の2, 630から635まで, 635内1, 636, 637の1, 637の2, 638, 1312
 " 字廣丁下流作場 1665, 1666の2, 1666の3, 1667の2, 1669
 " 字廣町下流作場 1668の1, 1668の2
 " 字廣町 1354の1から1354の3まで
 " 字新田下 1364, 1365, 1369の2, 1381の1, 1381の3から1381の5まで, 1382, 1382内1, 1383の1, 1383の2, 1384の1, 1384の2, 1385の1
 " 字富士下 1386の1, 1387内1, 1387の4, 1387の5, 1388の1, 1388の2, 1389, 1390
 " 字坂下 1391内1, 1391の3, 1392の1, 1392の2, 1392の4, 1392の5, 1392の8, 1392の9, 1395

及びこれに伴う国有地の道路, 水路の全部を大字安塚字安塚に変更

大字安塚字坂下 1394の1, 1394の3, 1394の4, 1434の1, 1435の1
 " 字居直下 1433の1
 " 字居直 1433の4
 " 字千舛 1429の2, 1431の1, 1431の3, 1431の4, 1454, 1454内1, 1456の3
 " 字大門 1436の1, 1437, 1438の1, 1439の1, 1440の1
 " 字長町 1450, 1451, 1474の3, 1476の2, 1486
 " 字明膳 1449
 " 字寺下 1441の1
 " 字橋本 1444内1, 1445内1, 1446内1
 " 字竹の下 1537の1, 1538の1, 1540の3, 1541の2, 1546の1, 1547の3, 1550の1
 " 字竹ノ下 1551の1, 1552の1
 " 字角田 1561の2, 1561の3
 " 字十王堂前 1562の4, 1566の1から1566の16まで
 " 字松前 1564の1, 1564の3, 1564の6から1564の14まで, 1564の17, 1564の19から1564の21まで, 1564の23から1564の30まで, 1564の32, 1564の33, 1564の35から1564の39まで, 1564の43から1564の48まで, 1567の1から1567

の25まで、1568、1569の1から1569の5まで、1570の1、1570の2、1574

大字安塚字一番目 1457の3

“ 字横田 1470の3、1472の3、1499の2

“ 字砂田 1500の2、1501の2

“ 字八反田 1511の3、1512の4、1512の6、1513の3、1514の3、1515の3、1516の3

“ 字曲り 1517の3

“ 字葎場 1591の2、

“ 字せき八 1590の3

及びこれに伴う国有地の道路、水路の全部を大字安塚字田中下に変更

茨城県告示第953号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定による医療機関について、次のとおり、指定及び廃止した。

昭和63年7月7日

茨城県知事 竹 内 藤 男

(医療機関コード) 名 称	所 在 地	開 設 者	診療科目	点数表	指 定 等 年 月 日	指定等 の 別
(0122846) 東関東クリニック	水戸市白梅 3-4-8	渡 辺 恒 蔵	内	乙	63.6.1	指 定
(410) 嶋 田 整 骨 院	“ 河和田矢端 3842-1	堀 井 孝 男	柔道整復	—	63.5.17	“
(411) 荒川沖接骨院	土浦市荒川沖 南区6-305	飯 倉 隆	“	—	63.3.24	“
(0720466) 杉山整形外科医院	結城市結城13447	杉 山 茂	整, 神内, 理, 放	乙	63.4.1	“
(1110097) きぬ医師会病院	水海道市新井木町 13-3	社団法人 茨城県きぬ医師会	内, 外, 小, 整, 皮	“	63.6.1	“
(1320647) 原 病 院	勝田市大成町31-13	手 島 研 作	産婦, 小	“	63.1.1	“
(1320639) 医療法人社団浦川会 勝 田 病 院	“ 本町22-2	医療法人 社 団 浦 川 会	外, 内, 整, 胃, 循, 肛, 小	“	62.12.1	“
(1330493) 馬 渡 齒 科 医 院	“ 馬渡西谷津 2525-43	薄 井 知 樹	歯	—	63.3.1	“
(1340250) アイザワ薬局高場店	“ 東石川 3161-10	会 沢 治 子	調 剤	—	63.5.1	“

(1340243) 新 夕 葉 局	勝田市はしかべ 2-2-20	新 夕 修 調 劑	—	63.3.1	指 定
(412) 齊 藤 接 骨 院	〃 三反田 3391-2	齊 藤 行 雄 柔道整復	—	63.3.24	〃
(1630207) 河 村 齒 科 医 院	笠間市笠間228-2	河 村 晴 敏 齒	—	63.5.1	〃
(413) 木 村 接 骨 院	取手市白山 6-19-2	木 村 相 徳 柔道整復	—	63.2.20	〃
(2030597) 高橋小児・矯正 齒科クリニック	つくば市倉掛 805-7	高 橋 勉 齒	—	63.5.1	〃
(2030613) 加 藤 齒 科 医 院	〃 寺具 671-4	加 園 真 樹	—	63.6.1	〃
(3230345) 村 上 齒 科 医 院	西茨城郡友部町 八雲1-3-12	村 上 正	—	63.4.1	〃
(3330566) 芳 州 園 齒 科 医 院	那珂郡那珂町鴻巣 3246-1	田 中 恵 子	—	63.5.1	〃
(3330574) 網 野 齒 科 医 院	〃 〃 菅谷 4259	網 野 智 一 郎	—	63.6.1	〃
(414) 菊 池 柔 道 接 骨 院	多賀郡十王町友部 291	菊 池 寛 柔道整復	—	63.4.22	〃
(415) 水 府 接 骨 院	久慈郡水府村和田 1575-4	堀 江 正 博	—	63.3.24	〃
(3610144) 井 上 眼 科 医 院	鹿島郡鹿島町宮中 1768	井 上 隆 史 眼	甲	63.3.1	〃
(3630965) 沼 田 齒 科 医 院	〃 神栖町知手 2974-45	沼 田 裕 之 齒	—	63.4.1	〃
(3730385) 水郷診療所齒科部	行方郡潮来町大生 1369	邱 裕 明	—	63.5.1	〃
(3830722) 斯 波 齒 科 医 院	稲敷郡阿見町中央 1-6-19	斯 波 道 夫	—	〃	〃
(4420360) 山 中 医 院	北相馬郡利根町 中田切1-1	山 中 義 秀 消,外,整, 皮,肛	乙	〃	〃
(4220315) 湯 本 病 院	結城郡八千代町 栗山238	湯 本 克 彦 外,消,肛, 整,脳,麻,小 循,内	〃	63.4.1	〃
(3930464) 枝 齒 科 医 院	新治郡八郷町柿岡 1860-4	枝 正 巳 齒	—	63.5.1	〃
(4120499) 浜 名 医 院	真壁郡関城町 関本上1411	浜 名 元 一 外,内	乙	63.6.1	〃
(4230252) 生 井 齒 科 医 院	結城郡石下町 新石下3832	生 井 宏 明 齒	—	63.5.1	〃

(4130252) 医療法人恒貴会 協和中央病院	真壁郡協和町門井 1676-1	医療法人恒貴会	歯	—	61.4.21	指 定
(416) 関 接 骨 院	“ 明野町 海老ヶ島763-4	関 利 明	柔道整復	—	63.4.22	“
(4330672) サカイ歯科医院	猿島郡境町松岡 4-4	小 野 道 範	歯	—	63.5.1	“
(4330656) ホワイト歯科医院	“ “ 210	藤 原 秀 雄	“	—	“	“
(4330664) マスキ歯科診療所	“ 三和町諸川 367-1	須 磨 順 孝	“	—	“	“
(0122754) 井上クリニック	水戸市西原 1-6-3	井 上 和 彦	—	—	63.4.23	廃 止
(0141006) 湖 東 薬 局	“ 本町 2-5-14	有限会社 湖 東 薬 局	—	—	63.5.31	“
(0230454) 木村歯科医院	日立市鹿島町 1-5-10	木 村 潔	—	—	“	“
(0320077) 小 林 医 院	土浦市神立4300	小 林 慎 太 郎	—	—	63.6.19	“
(0630018) 黒川歯科医院	下館市丙60-1	黒 川 信 夫	—	—	63.5.23	“
(1830080) 松 沢 歯 科 医 院	岩井市辺田1144-54	松 沢 順 治	—	—	63.5.31	“
(3730088) 宮 本 歯 科 医 院	行方郡玉造町甲177	宮 本 伝 重 郎	—	—	63.5.30	“
(4330649) マスキ歯科診療所	猿島郡三和町諸川 367-1	藤 原 秀 雄	—	—	63.4.15	“
(3330079) 西 垣 歯 科 医 院	那珂郡大宮町343	西 垣 正 光	—	—	63.6.1	“
(4420055) 下 村 医 院	北相馬郡守谷町 甲403	下 村 宰	—	—	63.5.14	“

茨城県告示第954号

茨城県訓練手当支給要項(昭和50年茨城県告示第1255号)の一部を次のように改正する。

昭和63年7月7日

茨城県知事 竹 内 藤 男

第2条第1項各号列記以外の部分中「職業適応訓練」を「職場適応訓練」に改め、同項第1号中「中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法」を「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に改め、同項第3号中「認定された者」の次に「特定雇用開発促進地域広域就職促進事業実施要領(昭和63年4月1日付け職発第149号)第3の1の(3)により広域就職適格者として選定された者をいう。」を加え、同項第7号中「精神衛生センター又は精神衛生鑑定医」を「精神保健センター、精神保健指定医又は障害者職業センター」に改め、同項第8号中「別表1」を「別表」に改め、同条第2項中「職業適応訓練」を「職場適応訓練」に改める。

第5条第2項第1号中「3,070円」を「3,120円」に改め、同項第2号及び同条第3項中「2,740円」を「2,780円」に改める。

第6条第3項中「ブロック建築科、配管科、左官科及び塗装科」を「ブロック建築科及び左官科」に改め、同条第6項各号列記以外の部分中「22,000円」を「23,500円」に改め、同項第1号中「1カ月」を「1箇月」に改め、同項第2号中「2,430円」を「3,420円」に、「3,240円」を「4,500円」に、「4,950円」を「5,400円」に、「6,750円」を「7,290円」に改め、同条第9項第1号中「1カ月」を「1箇月」に改める。

第7条第2項中「9,500円」を「9,700円」に改める。

第8条第1項第2号中「茨城県総合高等職業訓練校(以下「総訓校」という。)」を「茨城職業訓練短期大学校(以下「茨職短大」という。)」に改める。

第10条第1項中「総訓校」を「茨職短大」に改める。

別表1中「第2条第1項第8号関係」を「第2条第1項第8号」に、「両上し」を「両上肢」に、「おや指」を「親指」に、「ひとさし指」を「人指し指」に、「一上し」を「一上肢」に、「両下し」を「両下肢」に、「一下し」を「一下肢」に、「なおらないで」を「治らないで」に改め、同表を別表とする。

様式第1号(その1)中「県立高等技能専門校長」を「県立産業技術専門学院長」に、「農業者転職訓練」を「職場適応訓練」に改める。

様式第1号(その2)中「県立高等技能専門校長」を「県立産業技術専門学院長」に、「1カ月」を「1箇月」に、「国電」を「JR」に改める。

様式第2号中「県立高等技能専門校長」を「県立産業技術専門学院長」に改める。

付 則

- 1 この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の茨城県訓練手当支給要項(以下「改正後の要項」という。)第5条第2項第1号及び第2号、同条第3項、第6条第6項各号列記以外の部分及び第2号並びに第7条第2項の規定は、昭和63年4月1日から適用する。

2 支給対象者がこの告示による改正前の茨城県訓練手当支給要項の規定に基づいて、昭和63年4月1日以後の分として支給を受けた基本手当、通所手当及び寄宿手当は、改正後の要項の規定による基本手当、通所手当及び寄宿手当の内払とみなす。

茨城県告示第955号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は昭和63年7月7日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和63年7月7日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 東山田岩瀬線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
真壁郡真壁町大字椎尾字駒形 465-1番地先から 真壁郡真壁町大字椎尾字宮西 3549番地先まで	旧	最大 <small>メートル</small> 13.5	920.0	
真壁郡真壁町大字椎尾字山ノ神 4021番地先から 真壁郡真壁町大字椎尾字宮西 3549番地先まで		最小 6.0		
真壁郡真壁町大字椎尾字山ノ神 4021番地先から 真壁郡真壁町大字椎尾字宮西 3549番地先まで	新	最大 50.0	620.0	
真壁郡真壁町大字椎尾字宮西 3549番地先まで		最小 16.0		
				旧道移管のため区域変更 真壁町移管 L = 352.0 m 県道紫尾停車場線との重複 L = 135 m有り

茨城県告示第956号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は昭和63年7月7日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和63年7月7日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高萩大子線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
高萩市大字石滝字不動前 2207番1地先から	旧	最大 <small>メートル</small> 15.3	メートル 259.0	
		最小 6.3		
高萩市大字安良川字下ノ内 332番2地先まで	新	最大 15.3	259.0	
		最小 6.3		
		最大 12.3	232.5	
		最小 8.0		

茨城県告示第957号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は昭和63年7月7日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和63年7月7日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 下妻真壁線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
真壁郡明野町大字寺上野字冲谷森 1539番地から	旧	最大 <small>メートル</small> 13.0	メートル 145.0	
		最小 12.0		
真壁郡明野町大字福岡新田字新堤 344番地まで	新	最大 17.0	145.0	
		最小 12.0		
		最大 17.0	155.0	
		最小 12.0		

茨城県告示第958号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和63年7月7日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和63年7月7日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路線名 県道 下妻真壁線
- 2 供用開始の区間
真壁郡明野町大字寺上野字冲谷森1539番地から

真壁郡明野町大字福岡新田字新堤344番地まで

3 供用開始の期日 昭和63年 7 月 7 日

茨城県告示第 959 号

都市計画法(昭和43年法律第 100 号)第59条第 1 項の規定により都市計画事業を認可したので同法第62条第 1 項の規定に基づき次のとおり告示する。

昭和63年 7 月 7 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 施行者の名称

下 館 市

2 都市計画事業の種類及び名称

下館・結城都市計画公園事業

2・2・013 神明第2児童公園

3 事業施行期間

昭和63年 7 月 7 日から昭和64年 3 月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

下館市大字外塚字村前及び字羽黒前地内

(2) 使用の部分

なし

茨城県告示第 960 号

都市計画法(昭和43年法律第 100 号)第59条第 1 項の規定により都市計画事業を認可したので同法第62条第 1 項の規定に基づき次のとおり告示する。

昭和63年 7 月 7 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 施行者の名称

勝 田 市

2 都市計画事業の種類及び名称

水戸・勝田都市計画公園事業

2・2・145 本町第2公園

3 事業施行期間

昭和63年 7 月 7 日から昭和64年 3 月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

勝田市本町地内

(2) 使用の部分

な し

茨城県告示第 961 号

昭和56年 4 月 1 日茨城県告示第 486 号の 3 で告示した地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第 168 条第 1 項に規定する指定金融機関及び同条第 4 項に規定する収納代理金融機関の一部を次のように改正し, 昭和63年 8 月 1 日から施行する。

昭和63年 7 月 7 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

別表第 2 1・ 県内に本店 (本所) が所在し, 県内の全ての店舗で収納の事務を取り扱う金融機関の表中

「 麻生町農業協同組合	行方郡麻生町麻生 3346 の 25	を
牛堀町農業協同組合	行方郡牛堀町大字牛堀 10	
牛堀町八代農業協同組合	行方郡牛堀町大字上戸 64	
潮来町農業協同組合	行方郡潮来町辻 930 の 1	
北浦村農業協同組合	行方郡北浦村大字山田 2901 の 2	
玉造町農業協同組合	行方郡玉造町浜 448	

「 | なめがた農業協同組合 | 行方郡麻生町大字麻生 3346 の 25 | 」に
改める。

公 告

●開発行為の工事完了

都市計画法 (昭和43年法律第 100 号) 附則第 4 項の許可に係る開発行為について, 次の区域の工事が完了したので, 同法附則第 5 項において準用する同法第 36 条第 3 項の規定により公告する。

昭和63年 7 月 7 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
結城郡千代川村大字宗道字出口 2 0 2 8 番から 2 0 3 2 番
- 2 事業主の住所及び氏名
結城郡千代川村大字宗道 173 番地
千代川村農業協同組合
組合長理事 池 田 源太郎

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和63年7月7日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
結城郡八千代町大字西大山字瓦ヶ台513番2, 514番3, 同番8, 同番9, 同番18
- 2 事業主の住所及び氏名
結城郡八千代町大字菅谷1160-1
茨城八千代農業協同組合
組合長理事 大久保 健 雄

-
- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
猿島郡五霞村大字川妻字外西裏1283-1, 1284-1, 1286-1, -2, 1287-1, 1288-1
 - 2 事業主の住所及び氏名
東京都中央区馬喰町1-7-19
代表取締役 五 味 賢 一

都市計画法(昭和43年法律第100号)附則第4項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法附則第5項において準用する同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和63年7月7日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
結城郡千代川村大字田下字折戸646番1, 同番2, 647番1, 同番2
- 2 事業主の住所及び氏名
結城字千代川村大字田下128番地
折 原 彦 市

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和63年7月7日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる区域の名称
鹿島郡神栖町大字東深芝2-5
(第3工区)

2 事業主の住所及び氏名

鹿島郡神栖町大字大野原4-7-1

関東グリーンターミナル株式会社

代表取締役社長 行 木 陽 一

●道路位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和63年7月7日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	指 定 日 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
境土木指令 第501号	63.6.27	横張建設 株式会社 代表取締役 横張 俊六	岩井市大字神田 山1582-1	岩井市大字辺田 字御林1475-3	メートル 4.20	メートル 28.26
潮土木指令 第313号	63.6.29	(有)シーピー -エス 代表取締役 北原 一孝	川崎市川崎区日 進町26番地11	鹿島郡大野村 大字青塚字仁44-1	4.30	33.35
石土木指令 第320号	"	京葉緑地 (株) 代表取締役 鈴木 栄一	水海道市天満町 2456	結城郡石下町大字新石 下字横堤前1427-2 1428-1	6.20	48.50

毎週月・木曜日発行(緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
休日の場合は繰下発行) (金 2,000円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292(21)8111(代)